

職員の給与に関する勧告

職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）及び学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）に定める職員の給与について下記のとおり改定するよう勧告する。

記

1 給料表

現行の給料表を、別記のとおり改定すること。

2 諸手当

- (1) 扶養手当については、配偶者（配偶者のない場合の子1人を含む）に係る手当の月額を16,000円に、配偶者以外の扶養親族のうち2人まで（配偶者のない場合の子1人に係る手当を受けている場合は1人）の子等に係る手当の月額を1人につき6,000円に、3人目以降の子等に係る手当の月額を1人につき4,000円とすること。
- (2) 期末手当については、年間支給月数を0.05月分引き下げて3.75月分とすること。

再任用職員については、0.05月分引き下げて1.95月分とすること。

3 実施時期等

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときはその日）から実施すること。

また、本年4月からの年間給与で実質的な公民均衡が図られるよう、人事院勧告の趣旨を考慮して、所要の調整を行うこと。